

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール
共和国との間の協定を改正する議定書

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書

日本国及びシンガポール共和国（以下「締約国」という。）は、

二千二年一月十三日にシンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十条に基づいて一般的な見直しを行い、

協定第百五十一条に基づいて協定を改正するための議定書を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

協定第五条中2を3とし、1の次に次の2を加える。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が当事国である租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

第二条

協定第十一條中(d)を削り、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とする。

第三条

協定第十四条の一部を次のように改正する。

- 1 同条1中「撤廃する」を「撤廃し、又は引き下げる」に改める。
- 2 同条1から3までの規定中「附屬書I」を「附屬書IA及び附屬書IB」に改める。

第四条

協定第十八条の一部を次のように改正する。

- 1 同条1を次のように改める。

1 一方の締約国は、附屬書IBの自国の実施日程に掲げる他方の締約国の原産品の関税を第十四条の規定に従つて撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつていては、この条の規定に従うことを条件として、当

該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいかれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 措置をとる時点における実行最惠国税率

(ii) 二千七年三月三十一日における実行最惠国税率

2 同条3(d)中「一年」を「二年」に、「最長三年」を「最長四年」に改める。

3 同条3(e)中「1に規定する措置を再度とつてはならない」を「当該措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいかれか長い期間が経過するまで、1に規定する措置を再度とつてはならない」に改める。

4 同条8の次に次の9及び10を加える。

9 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産

品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあるこ

四

とについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な緊急措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な緊急措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な緊急措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) (a)に規定する暫定的な緊急措置の期間は、一二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な緊急措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d) 3(f)、6、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な緊急措置について準用する。暫定的な緊急措置の結果として課された関税は、その後行われる2に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

第五条

協定第二十二条(b)及び(c)を次のように改め、並びにそれらの次に次の(d)及び(e)を加える。

(b) 「非原産材料」とは、この章の規定に基づいて決定される原産国とは異なる国において生産に使用される材料をいう。

(c) 「生産」とは、產品を得る方法をいい、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

(d) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用され

る概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

第六条

協定第二十三条の一部を次のように改正する。

1 同条1(f)及び(g)を次のように改める。

(f) 当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他
の產品

- (i) 当該締約国において登録されていること。
- (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
- (iii) いづれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人(注)（いづれかの締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいづれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いづれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一パーセント以上の持分を所有していること。
- (iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいづれかの締約国若しくは両締約

国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

注 (f)及び(g)の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g)

当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された產品（f)に規定する產品から生産された產品に限る。）

- (i) 当該締約国において登録されていること。
- (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
- (iii) いづれかの締約国若しくは両締約国の國民又は法人（いづれかの締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいづれかの締約国又は両締約國の國民であり、かつ、いづれかの締約国若しくは両締約國の國民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一パーセント以上の持分を所有していること。
- (iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいづれかの締約国若しくは両締約

国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

2 同条5中「4(c)の規定の適用上」を「5(c)の規定の適用上」に改める。

3 同条5(b)(i)中「六十パーセント以上」を「四十パーセント以上」に改める。

4 同条6を次のように改める。

6 締約国において産品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定(注)に従つて決定されるものとし、かつ、CIF価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

注 関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。

5 同条中7を8とし、2から6までを一ずつ繰り下げ、1の次に次の2を加える。

2 この協定の適用上、締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される产品は、当該締約国の原産品として扱う。

第七条

協定第二十五条中「各類^ジ」とに」を削る。

第八条

協定第二十六条₁中「第二十三条₂」を「第二十三条₃」に改める。

第九条

協定第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条のA 代替性のある产品及び材料

- 1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が产品の生産に使用される場合において、当該产品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。
- 2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの产品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立つていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの产品を良好な状態に保存する作業を除く。）も行われないときは、

これらの產品が当該締約国の原產品であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

第十条

協定第三十三条を次のように改める。

第三十三条 原産地証明の確認のための援助

- 1 輸入締約国は、產品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであつたかどうか又は正確なものであつたかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。
- 2 第十四条1の規定は、輸入締約国が、1の規定に従つて輸出締約国からの援助を得て原産地証明が真正なものであつたかどうか又は正確なものであつたかどうかを確認した後においても原產品に当たると決定できない產品に対して関税上の特恵待遇を与える義務を当該輸入締約国に課するものと解してはならない。

第十一條

協定第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十三条の A 雜則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
- 2 附属書II Aに定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるかどうかの決定に当たり、輸出締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

第十二条

協定第三十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条の A 第四章における用語

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、日本国にあつては財務省、シンガポール共和国（以下「シンガポール」といいう。）にあつては財務省シンガポール税關をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し及び執行する

法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第三十五条のB 透明性

- 1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を常時最新のものとし、かつ、いかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。
- 2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を容易に利用可能なものとする。
- 3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考える税関に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供する。

第十三条

協定第五十六条中「シンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）」を「シンガポール」に改める。

第十四条

協定附属書Iを協定附属書IAとし、同協定附属書の次にこの議定書の附属書一に規定する協定附属書IBを加える。

第十五条

1 この議定書の附属書二に規定する約束表は、協定附属書IVCの日本国の約束表第II部7A及びBのサービス分野に係る部分に代わるものとする。

2 この議定書の附属書三に規定する約束表は、協定附属書IVCのシンガポールの約束表第II部7B(a)のサービス分野に係る部分に代わるものとする。

3 この議定書の附属書四に規定する約束表は、協定附属書IVCのシンガポールの約束表第II部7B(i)のサービス分野に係る部分に代わるものとする。

第十六条

- 1 この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文を両締約国が交換する日の後五日目の日に効力を生ずる。
- 2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千七年三月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

安倍晋三

シンガポール共和国のために

リー・シェンロン